

南国市事前復興まちづくり計画策定業務委託に係る 公募型プロポーザル方式実施要領

1. 業務目的

本業務は、将来予測される南海トラフ地震の発生により、甚大な被害に見舞われるおそれがある南国市において、被災後の早期復興を実現するため、市民が被災後も将来にわたって住み続けられるまちの姿を描いた地区別まちづくり計画などの復興デザインに関する議論を事前に深めるとともに、被災前から実施及び実現できるまちづくり事業の推進につなげていくことで、地域の存続と持続的な発展を可能とする「南国市事前復興まちづくり計画」の策定を目的とする。

策定に当たっては、災害復興や土地利用に係る豊富な経験と高い専門知識、住民意見の集約・分析能力等を有する事業者により、当該計画策定の業務を委託します。

この要領は、当該業務の受託事業者を選定するに当たり、本業務についての企画提案を広く募集し、業務履行に最も適した事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

2. 業務の概要

- (1) 業 務 名：南国市事前復興まちづくり計画策定業務委託
 - (2) 業 務 内 容：業務の内容は「南国市事前復興まちづくり計画策定業務委託仕様書」による。ただし、当該仕様書は委託者が委託成果品として最低限の内容を示すものであり、技術提案の内容に応じて仕様を変更することがあります。
 - (3) 業 務 期 間：契約締結日から令和10年3月31日まで
 - (4) 業 務 費 上 限 額：令和8年度分 16,220,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
令和9年度分 13,952,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- ※本業務は債務負担行為を設定しており、各年度の内訳は上記のとおりとする。
ただし、この金額は提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

3. 実施スケジュール

公募開始から契約締結までのスケジュールは次のとおりです。

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| (1) 公募開始(募集要領等の公表、質問受付開始) | 令和 8 年 8 月 1 0 日 (月) |
| (2) 質問書提出期限 | 令和 8 年 8 月 2 1 日 (金) |
| (3) 質問書への回答 | 令和 8 年 8 月 2 6 日 (水) |
| (4) 参加意向申出書等の提出期限 | 令和 8 年 8 月 2 8 日 (金) |
| (5) 1 次 審 査 (書面審査) | 令和 8 年 8 月 3 1 日 (月) |
| (6) 提案書等の提出期限 | 令和 8 年 9 月 1 6 日 (水) |
| (7) 2 次 審 査 (プレゼンテーション) | 令和 8 年 9 月 2 8 日 (月) |
| (8) 選定結果通知発送 | 令和 8 年 1 0 月 5 日 (月) |

4. 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 令和 8・9 年度一般（指名）競争入札参加資格者名簿（市内業者）及び令和 8・9 年度一般（指名）競争入札参加資格者名簿（市外業者）の登録業者のうち、「建設コンサルタント（土木・都市）」に登録されている者。
- (3) 公募の日から参加意向申出書提出日までの間に、本市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 本公募開始時において、高知県内に本社（又は本店）又は契約可能な営業拠点（契約権限を委任した営業所）があること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者もしくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）または会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）または支店もしくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 過去 5 年以内（令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）に地方公共団体発注の同種業務（※ 1）または類似業務（※ 2）を元請として受注した実績を有する者であること。
- (8) 次の条件を満たす管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。
なお、各技術者は提案者と雇用関係にあること。各技術者が他契約の業務と兼務することを妨げない。

ア 管理技術者

技術士（建設部門：都市及び地方計画）または RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とし、過去 5 年以内（令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）に地方公共団体発注の同種業務（※ 1）または類似業務（※ 2）の実績があること。

イ 照査技術者

技術士（建設部門：都市及び地方計画）または RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。なお、照査技術者は管理技術者と同一の者が兼務することはできない。

ウ 担当技術者

資格を問わないが、計画図書等に基づき適正に業務を実施する者とする。なお、担当技術者は管理技術者または照査技術者と同一の者が兼務することはできない。

担当技術者は、その分担する業務内容により、複数配置することを妨げない。その場合には、本件における分担業務内容を明確にするとともに、主たる担当技術者 1 名を選任すること。なお、選任された 1 名を評価対象とする。

（※ 1）同種業務

自治体での復興又は事前復興まちづくり計画の策定に関する業務。

(※2) 類似業務

総合計画や地域防災計画、立地適正化計画など、自治体での各種計画の策定に関する業務等で、単に計画の更新等に係る業務は含まない。

5. 実施要領、仕様書、参加意向申出に関する質問及び回答

質問書（様式1）に必要事項を記載し、持参、ファックス又は電子メールにより提出すること。なお、ファックス又は電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(1) 提出期限 令和8年8月21日（金）午後5時まで

(2) 提出先 後記15を参照

(3) 回答 令和8年8月26日（水）

南国市都市整備課ホームページ上に掲載する。

https://www.city.nankoku.lg.jp/life/life_dtl.php?hdnKey=10108

6. 参加意向申出書等の提出及び提出期限

(1) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式2-1）

イ 会社概要（様式2-2）

ウ 業務実績表（様式2-3）

参加資格となる業務の受注実績（企業の本店、支店、営業所等を含む業務の実績についてそれぞれ3件まで）を記載すること。なお、記載した業務の契約書の写し及び業務内容が確認できる書類（業務仕様書の写し等）を添付すること。

エ 業務実施体制（様式2-4）

オ 予定技術者の経歴等（様式2-5）

カ 参加資格である公的資格を証する書類（資格証の写し等）

キ 参加資格である配置する管理技術者、照査技術者、担当技術者の経歴を証する書類（テクリス登録の写し等）

(2) 提出部数 各1部

※提出書類は全てA4サイズ 縦 左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。

(3) 提出先 後記15を参照

(4) 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

(5) 提出期限 令和8年8月28日（金）午後5時必着

※必要な書類は南国市都市整備課ホームページの提出様式類からダウンロードして確認すること。応募書類の提出をもって、本実施要領の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。

7. 1次審査（書面審査）※1次審査選定者の決定

上記6の提出書類をもとに、別表1「南国市事前復興まちづくり計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準（以下「評価基準」という。）」の技術審査に従い、担当部署（都市整備課）において評価を行い、上位5者を選定する。参加意向申出者が5者以下の場合は、参加資格要件に合致しないものを除き、全て1次審査選定者とする。

審査結果は、審査終了後、参加意向申出者の全てに文書にて通知する。

※技術審査評価点は、2次審査（企画提案）の評価時に合算して評価するものとする。技術審査評価点は公開を予定していない。

8. 2次審査にかかる提案書等の提出及び提出期限

上記7による審査にて選定された者は、以下のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 提案書の提出について（様式3-1）

イ 業務実施スケジュール（様式3-2）

ウ 業務実施方針（任意様式、但しA4サイズ3頁まで）

実施方針は本市の現況と課題、当該業務の目的を踏まえた業務に対する基本的な考え方や実施体制、発注者と受注者の役割分担・調整方法など業務成果の品質向上に資する観点を含んだ業務実施方針を記載すること。

エ 評価テーマに対する企画提案（任意様式、但し1テーマA4サイズ2頁まで）

・評価テーマについては以下の3テーマとする。

テーマ①	本市の地域性、被害想定等を踏まえて、津波浸水想定区域を有する地区毎の地域の存続と持続可能なまちづくりのためには、どのような要素を検討することが重要と考えるか。
テーマ②	復興後のまちづくり検討のために、住民の意見を引き出し、円滑な合意形成を図る上で重要と考えることや、具体的な手法についてのアイデアについて
テーマ③	仕様書の業務内容以外で本計画作成業務に対する特段の企画・アイデアについて

オ 見積書及び見積内訳書（様式は任意、消費税込みの金額）

見積内容は仕様書と整合を図ること。

(2) 提出部数

・提案書一式（（1）ア～エに示す書類） 正本1部、副本5部

正本、副本ともにA4サイズ・縦長・左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。ア以外の書類については提案者名が特定できるような記述をしないこと。

・見積書及び見積内訳書（（1）オに示す書類） 各1部

(3) 提出先 後記15を参照

(4) 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

(5) 提出期限 令和8年9月16日（水）午後5時必着

※必要な書類は南国市都市整備課ホームページの提出様式類からダウンロードして確認すること。提出期限後に到着した提案書は無効とする。

(6) 提案書類等作成上の留意事項

・プロポーザルは業務における取組み方法について提案を求めるものであり、当該業務内容についての文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図の使用は可能とする。業務に係る作業は南国市との契約後に、提案書に記載された内容を反映しつつ、仕様書及び南国市が提示する資料に基づいて、協議のうえ開始することとする。

・提案は文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。

・視覚的表現については文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な設計の内容を表現しないこと。

・設計図、模型（模型写真を含む。）、透視図等は使用しないこと。

・提案書に提案者を特定することができる内容の記述（社名等）をしないこと。

・提案書は定められた様式に従い記載し提出すること。書類サイズは原則A4版と

し、使用する文字の大きさは 10.5 ポイント以上とするが、図表等では他のポイントを使用してもよい。

・提案書について、この要領及び所定の様式に示された条件に適合しない場合は、提案を無効とすることがある。

9. 提出された提案書等の取扱い

- (1) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。なお、本プロポーザルの契約候補者選定結果に関する公表その他市が必要と認めるときは、市は選定事業者の提案書等の全部または一部を無償で利用できるものとする。
- (2) 提出された提案書等は本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
- (3) 提出された提案書等は返却しない。
- (4) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は、提案者が負う。

10. 2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

- (1) 実施日 令和8年9月28日（月）
- (2) 実施場所 南国市役所本庁5階委員会室（南国市大埴甲 2301 番地）
※時間、場所、留意事項等については別途通知する
（令和8年9月17日（木）通知予定）
- (3) 出席者 3名以内（うち1名は業務を中心的に担当する者が望ましい。）
※WEBによる参加は認めない。
- (4) 実施時間 30分以内（質疑応答 10分程度含む）を予定。
- (5) 実施方法 提案書を基にプレゼンテーションを行うこととするが、プレゼンテーションにおいてパワーポイント等を用い、説明を補完する画像等を使用することは妨げない。
- (6) 評価方法
 - ・提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価基準（企画提案）に従い、5名の委員により組織された南国市事前復興まちづくり計画策定業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査、採点するものとする。
 - ・1次審査（書面審査）と2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の評価合計点の最も高い提案者を契約候補者とし、次に評価合計点が高い提案者を次点順位者として選定する。ただし、評価合計点が満点の 60%に満たない者は契約候補者及び次点順位者とししない。
 - ・評価合計点に同点の者があった場合は、「（企画提案）評価テーマに対する企画提案」の評価点が高い者を上位とし、それでも選定できないときは見積金額がより安価である者を上位者とする。
 - ・うえの規定により順位が決定できないときは、委員長が順位を決定する。
 - ・評価は非公開により実施する。
- (7) その他
プレゼンテーション及びヒアリングについては、提案書等の提出受付が早い者からの順とする。また、プレゼンテーションに使用可能な 55 インチ液晶モニターは市が準備する。
なお、提案をするものが1者のみの場合であっても、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。この場合、評価合計点が満点の 60%に満たない場合は契約候

補者としない。

また、1 者のみの場合、企画提案審査の参考見積価格 10 点を除いて計算することから、評価合計点の満点は 150 点とする。

11. 結果の通知及び公表

審査結果は、審査終了後、提案者全員に対し、契約候補者及び次点候補者の事業者名と合計評価点を示して郵送にて通知するほか、市ホームページで公表する。

12. 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

- (1) 実施要領に示した提案資格を有しない者の提案
- (2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- (4) 見積金額が業務費上限金額を超える提案
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

13. 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによる契約候補者を当該業務に係る見積書徴取の相手方とする。
- (2) 契約条項及び業務仕様は、選定した契約候補者の提案書による提案内容について業務費上限金額の範囲内で協議し、確定するものとする。
- (3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点順位者が繰り上がるものとする。
 - ア 「4 参加資格要件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき
 - イ 提案資格または提案内容が無効となったとき
 - ウ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

14. その他

- (1) 参加意向申出書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式 4）を持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）又は郵送により速やかに提出すること。
- (2) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は、原則認めないものとする。
- (4) 電子メール等の通信事故について、南国市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (6) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。

15. 担当部署

〒783-8501 高知県南国市大埴甲 2301 番地
南国市役所 都市整備課 担当：森田
TEL 088-880-6582（直通） FAX 088-863-1167
メール n-toshikeikaku@city.nankoku.lg.jp

(別表 1)

南国市事前復興まちづくり計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準
(技術審査)

評価項目				評価基準	配点	評価点
企業の業務実績	同種・類似業務等の受注実績			過去5年以内の事前復興まちづくり計画等の策定業務の受注実績について、以下のいずれかで評価する。 □同種の業務実績が2件以上ある(5点) □同種の業務実績が1件以上ある(3点) □類似の業務実績がある(1点)	5	
	管理・担当技術者の技術力	管理技術者	資格要件	技術者の資格その専門分野の内容 管理技術者の取得資格について、以下で評価する。 □技術士(都市及び地方計画)を有する(5点) □RCCM(上記部門に該当するもの)を有する(3点)	5	
専門技術力			復興計画・都市計画部門従事期間 復興計画・都市計画部門に従事した期間について、以下のいずれかで評価する。 □従事期間が10年以上(5点) □従事期間が5年以上(3点) □従事期間が1年以上(1点)	5		
			同種・類似業務の実績 過去5年以内の同種・類似業務実績について、以下のいずれかで評価する。 □同種の業務実績が2件以上ある(5点) □同種の業務実績が1件以上ある(3点) □類似の業務実績がある(1点)	5		
主たる担当技術者		資格要件	技術者の資格その専門分野の内容 担当技術者の取得資格について、以下で評価する。 □技術士(都市及び地方計画)を有する(5点) □RCCM(上記部門に該当するもの)を有する(3点)	5		
		専門技術力	復興計画・都市計画部門従事期間 復興計画・都市計画部門に従事した期間について、以下のいずれかで評価する。 □従事期間が10年以上(5点) □従事期間が5年以上(3点) □従事期間が1年以上(1点)	5		
			同種・類似業務の実績 過去5年以内の同種・類似業務実績について、以下のいずれかで評価する。 □同種の業務実績が2件以上ある(5点) □同種の業務実績が1件以上ある(3点) □類似の業務実績がある(1点) (※同種・類似業務実績がない場合は0点とする)	5		
配点小計(技術審査)					35	

(企画提案審査)

評価項目		評価基準	配点	評価点
実施スケジュール	業務内容の理解度	本市の現況把握と当該業務の目的、条件、内容の理解度	5	
	実施方針の的確性	課題の認識度と課題に対する取組方針や実施方針の妥当性	10	
	実施スケジュールの的確性	作業スケジュールや策定プロセスなどの工程計画の妥当性	10	
評価テーマに対する企画提案	テーマ①	事前復興まちづくりを計画する上で、高い専門知識や多角的、独創的な視点があり、本市の地域特性を踏まえた説得力のある考えが示されているか	20	
	テーマ②	住民意見の反映、円滑な合意形成の考え方、手法に説得力があるか	20	
	テーマ③	専門性を活かした、計画作成における有効な独自提案が示されているか	20	
ヒアリング	プレゼンテーション	資料作成能力	15	
		コミュニケーション能力	15	
参考見積価格	価格	事業者から提案された見積価格により、次の算式で価格点を算出。 ※端数が出た場合、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで算出する。 〈算定式〉 $\text{価格点} = a - a \div \text{最高見積額} \times (\text{見積額} - \text{最低見積額})$ a : 評価基準点 (10 点) 【例】 A社 1,622 万円 B社 1,600 万円 C社 1,570 万円の見積額であった場合 A社 $10 - 10 \div 16,220,000 \times (16,220,000 - 15,700,000) = 9.68$ 点 B社 $10 - 10 \div 16,220,000 \times (16,000,000 - 15,700,000) = 9.82$ 点 C社 $10 - 10 \div 16,220,000 \times (15,700,000 - 15,700,000) = 10$ 点	10	
配点小計 (企画提案審査)			125	
配点合計 (技術+企画提案)			160	

※参考見積価格以外の得点の算出方法：審査基準毎に A・B・C・D・E の 5 段階評価を行い、審査基準毎の配点に A からそれぞれ 1.0・0.8・0.6・0.4・0.2 を乗じて算出したものを審査点とする。